

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第5号

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「1時間」の次に「又は15分」を加え、同条第2項中「1時間」を「15分」に改め、同条第3項中「1時間」の次に「又は15分」を加える。

第15条第2項中「又は1時間」を「、1時間又は15分」に改め、同項ただし書中「1時間」を「15分」に改め、同条第4項中「1時間」の次に「又は15分」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

刈谷市長 稲垣 武

## 刈谷市規則第6号

刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

年次休暇は、1年ごとにおける休暇とし、その日数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

（1）この条の規定に基づいて年次休暇が付与された会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（第4号に規定する特定職員を除く。第2号において同じ。）であって、6月以上の任期を定めて任用されたもの又は6月以上の期間を定めて任期を更新されたものである場合 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるもの 6月以上の任期を定めて任用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日（以下「特定日」という。）以後の1年間において、10日

イ 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員（1週間の勤務時間が29時間以上である者を除く。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるもの 特定日以後の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員（1週間の勤務時間が29時間以上である者を除く。）にあつては別表第1の1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間

の勤務日が48日以上216日以下であるものにあつては同表の1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表に定める日数

(2) この条の規定に基づいて年次休暇が付与された会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であつて、任用の日から6月間引き続き勤務し、全勤務日の8割以上出勤したものである場合(前号に掲げる場合を除く。) 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 前号アに掲げる会計年度任用職員 引き続き勤務した期間が6月を超えることとなる日(以下「6月経過日」という。)以後の1年間において、10日

イ 前号イに掲げる会計年度任用職員 6月経過日以後の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員(1週間の勤務時間が29時間以上である者を除く。)にあつては別表第1の1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものにあつては同表の1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表に定める日数

(3) 第1号に掲げる場合に該当することによりこの条の規定に基づき年次休暇が付与された会計年度任用職員であつて、特定日から1年以上引き続き勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したものである場合 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 第1号アに掲げる会計年度任用職員 特定日から起算した引き続き勤務した期間が1年を超えることとなる日以後の1年ごとに区分した各期間において、次の(ア)から(カ)までに掲げる特定日から起算した引き続き勤務した期間の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める日数

(ア) 1年 11日

(イ) 2年 12日

(ウ) 3年 14日

(エ) 4年 16日

(オ) 5年 18日

(カ) 6年以上 20日

イ 第1号イに掲げる会計年度任用職員 特定日から起算した引き続き勤務した期間が1年を超えることとなる日以後の1年ごとに区分した各期間において、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員（1週間の勤務時間が29時間以上である者を除く。）にあつては別表第2の1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものにあつては同表の1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の特定日から起算した引き続き勤務した期間の区分ごとに定める日数

(4) 第2号に掲げる場合に該当することによりこの条の規定に基づき年次休暇が付与された会計年度任用職員又は特定職員（任用の日から6月を超えて引き続き勤務している会計年度任用職員であつて、6月経過日以後において年次休暇が認められていないものをいう。）であつて、任用の日から1年6月以上引き続き勤務し、6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したものである場合 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 第1号アに掲げる会計年度任用職員 引き続き勤務した期間が1年6月を超えることとなる日以後の1年ごとに区分した各期間において、前号ア（ア）から（カ）までに掲げる6月経過日から起算した引き続き勤務した期間の区分に応じ、それぞれ同号ア（ア）から（カ）までに定める日数

イ 第1号イに掲げる会計年度任用職員 引き続き勤務した期間が1年6月を超えることとなる日以後の1年ごとに区分した各期間において、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員（1週間の勤務時間が29時間以上である者を除く。）にあつては別表第2の1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものにあつては同表の1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の6月経過日から起算した引き続き勤務した期間の区分ごとに定める日数

第12条第2項を削り、同条第3項ただし書中「1時間」の次に「又は15分」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「1時間」の次

に「又は15分」を加え、同項を同条第3項とし、同条中第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第13条第1項第4号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同項第10号中「又は」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは」に改め、同項第11号中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第2項中「、第10号、第12号及び第15号から第17号まで」を「及び第10号」に改め、同条第3項中「又は1時間」を「、1時間又は15分」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項中「前条第5項」を「前条第3項」に改め、「1時間」の次に「又は15分」を加える。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第12条関係）

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
年次休暇の日数	7日	5日	3日	1日

別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、同表の前に次のように加える。

#### 別表第2（第12条関係）

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
特定日又は6 月経過日から 起算した引き 続き勤務した 期間	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	9日	6日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	2日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日
	6年以上	15日	11日	7日	3日

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 令和7年10月1日以前から引き続き勤務している会計年度任用職員に対する年次休暇に関する規定の適用については、改正後の規則第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

刈谷市国民健康保険条例施行規則及び刈谷市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 0 日

刈谷市長 稲 垣 武

#### 刈谷市規則第 7 号

刈谷市国民健康保険条例施行規則及び刈谷市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

(刈谷市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第 1 条 刈谷市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 5 年規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「国民健康保険被保険者資格取得・適用開始届」を「国民健康保険資格適用開始届出書」に改める。

第 4 条中「国民健康保険被保険者資格喪失・適用終了届」を「国民健康保険資格適用終了届出書」に改める。

第 5 条中「国民健康保険被保険者資格変更届」を「国民健康保険資格変更届出書」に改める。

第 6 条から第 8 条までの規定中「国民健康保険被保険者資格変更届（様式第 3 号）」を「国民健康保険資格変更届出書」に改める。

第 9 条第 2 項中「(様式第 5 号)」を削る。

第 1 3 条第 1 項中「国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免承認申請書」を「一部負担金減免等申請書」に改め、同条第 2 項中「国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免承認通知書（様式第 9 号）」を「一部負担金減免等承認決定通知書（様式第 9 号。以下この項において「承認通知書」という。）」に、「国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免申請却下通知書」を「一部負担金減免等申請却下通知書」に、「国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免証明書」を「一部負担金減免等証明書」に改める。

第 1 5 条中「国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免取消通知書」を「一部負担金減免等取消通知書」に、「及び」を「に、一部負担金減免等取消通知書（医療機関用）（様式第 1 4 号）を」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「国民健康保険 限度額適用 食事療養（生活療養）標準負

担額減額 限度額適用・標準負担額減額 認定申請書」を「国民健康保険 限度額適用 標準負担額減額 限度額適用・標準負担額減額 認定申請書」に改め、同条第2項中「申請書の提出」を「規定による申請」に改める。

第16条の2第1項中「国民健康保険食事療養標準負担額差額支給申請書」を「国民健康保険食事療養費標準負担額減額差額支給申請書」に改め、同条第2項中「申請書の提出」を「規定による申請」に改める。

第17条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第3項中「国民健康保険療養費・移送費支給決定・支給申請却下通知書（）」を「支給決定通知書（）」に、「国民健康保険療養費・移送費支給決定・支給申請却下通知書を」を「不支給決定通知書（様式第18号の2）」を」に改める。

第17条の2第3項中「国民健康保険療養費・移送費支給決定・支給申請却下通知書（様式第18号）」を「支給決定通知書」に、「国民健康保険療養費・移送費支給決定・支給申請却下通知書を」を「不支給決定通知書を」に改める。

第19条の2中「高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を「高額療養費（外来年間合算）等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。





様式第3号（第5条関係）

国民健康保険資格変更届出書

刈谷市長

届出日			届出人氏名							
異動日 (予定)			届出人個人番号				電話			
住所 (新)			世帯主 (新)			被保険者 記号・番号				
方書						資格変更の 異動年月日				
住所 (旧)			世帯主 (旧)			記号・番号(旧)				
				資格変更区分		普通世帯・みなす世帯				
宛名番号	異動者氏名		生年月日	個人番号	性別	世帯主との 続柄	国保資格 退職・老健	介護 2号	異動 事由	資格開終事由
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
住基異動に伴う世帯構成の変更の有無 有・無										

様式第 5 号及び様式第 6 号を次のように改める。

様式第5号（第9条関係）

国民健康保険法第116条 <span style="float: right;">該 当 届 非該当</span>													
被保険者記号・番号			世帯主		住所								
					氏名								
被保険者	住所												
	氏名			生年月日			年 月 日						
	個人番号												
	世帯主との続柄			該当（非該当）となった年月日									
学 校	所在地												
	名称												
	修学年限			か年		在 学 年			か年				
学校の証明	上記のとおり在學生であることを証明する。												
該 当 上記のとおり となりましたので届けます。 非該当 世帯主個人番号 世帯主氏名 （電話 ）													

様式第6号（第10条関係）

国民健康保険法第116条の2 <sup>該 当</sup> 届  
非該当

区 分	措 置 後				措 置 前				
被 保 険 者 記号・番号									
世帯主住所									
世帯主氏名									
被 保 険 者	住 所								
	氏 名			生年月日	年 月 日				
				性 別					
	個人番号								
世帯主との 続 柄			該当（非該当） となった年月日						
施 設	名 称								
	住 所								
	電 話 番 号								
<p>該 当 上記のとおり となりましたので届けます。</p> <p>非該当</p> <p style="text-align: right;">措置前個人番号_____</p> <p style="text-align: right;">措置前世帯主氏名_____</p> <p style="text-align: right;">措置後個人番号_____</p> <p style="text-align: right;">措置後世帯主氏名_____</p>									

様式第 8 号から様式第 1 1 号までを次のように改める。

様式第8号（第13条関係）

一部負担金減免等申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり申請します。

被保険者記号・番号			
療養の給付を受ける者の 氏名		生年 月日	年 月 日生
世帯主氏名			
傷病名			発病又は負傷年月日
			年 月 日
医療機関名称		入院 外来	入院 ・ 外来
区分 減 額 免 除 執行猶予 一部負担金等免除	年 月 日から 年 月 日まで 割合 割合 期間 か月		
事 由			

年 月 日

様

刈谷市長

印

一部負担金減免等承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事項について審査した結果、次のとおり承認したので通知します。

被保険者記号・番号			
療養の給付を受ける者の氏名		生年 月日	年 月 日
世帯主	住所		
	氏名		
傷病名			発病又は負傷年月日
			年 月 日
証明区分	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>割合 割</p> <p>期間 か月</p>		

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
  - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

刈谷市長

印

一部負担金減免等申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった事項について審査した結果、次のとおり申請却下としたので通知します。

被保険者記号・番号			
療養の給付を受ける者の氏名		生年 月日	年 月 日
世帯主	住所		
	氏名		
申請却下の理由			

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号（第13条関係）

一部負担金減免等証明書

被保険者記号・番号			
療養の給付を受ける者の 氏名		生年 月日	年 月 日
世帯主	住所		
	氏名		
傷病名			発病又は負傷年月日
			年 月 日
医療機関名称		入院 外来	
証明区分	年 月 日から 年 月 日まで 割合 割 期間 か月		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

刈谷市長

印

様式第 1 3 号から様式第 1 8 号までを次のように改める。

年 月 日

刈谷市長



一部負担金減免等取消通知書

年 月 日付けで承認決定した一部負担金減免等について、次のとおり取り消したので通知します。

被保険者記号・番号			
療養の給付を受ける者の 氏名		生年 月日	年 月 日
世帯主	住所		
	氏名		
取消年月日	年 月 日		
証明区分	年 月 日から 年 月 日まで 割合 割 期間 か月		
取消理由			

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
  - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第15条関係）

年 月 日

刈谷市長

印

一部負担金減免等取消通知書（医療機関用）

年 月 日付けで承認決定した一部負担金減免等について、次のとおり取り消したので通知します。

被保険者記号・番号			
療養の給付を受ける者の 氏名		生年 月日	年 月 日
世帯主	住所		
	氏名		
取消年月日	年 月 日		
区分	年 月 日から 年 月 日まで 割合 割 期間 か月		
取消理由			

取消年月日以降の療養に係る一部負担金は、被保険者から直接徴収してください。

様式第15号（第16条関係）

国民健康保険 標準負担額減額 認定申請書  
 限度額適用 標準負担額減額 限度額適用・標準負担額減額

被保険者記号・番号					
世帯主	住所				
	氏名		生年月日	年	月 日
限度額適用	氏名		個人番号		
減額対象者	世帯主との続柄		生年月日	年	月 日
長期入院	該当・非該当	交通事故等の第三者行為		有・無	
ここから下は、長期入院該当者のみ記入してください。				入院日数合計（ 日間）	
1	申請日の前1年間の入院期間（日数）	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間			
	入院をした保健医療機関等	名称			
所在地					
2	申請日の前1年間の入院期間（日数）	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間			
	入院をした保健医療機関等	名称			
所在地					
3	申請日の前1年間の入院期間（日数）	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間			
	入院をした保健医療機関等	名称			
所在地					
4	申請日の前1年間の入院期間（日数）	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間			
	入院をした保健医療機関等	名称			
所在地					

上記のとおり関係書類を添えて認定証の交付を申請します。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

世帯主名 \_\_\_\_\_

（申請者） \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

刈谷市長



様式第17号（第17条関係）

国民健康保険療養費支給申請書										
支給額					円					
上記のとおり療養に要した費用を申請します。										
ただし下記内訳のとおり										
年 月 日										
申請者（世帯主）住所 _____										
氏名 _____ 個人番号 _____										
電話番号 _____ 刈谷市長										
被保険者 記号・番号				世帯主名						
診 察 を 受 け た 人	(フリガナ) 氏 名			個人番号			申請者との 続 柄			
	住 所									
	発症負傷日		診療 期間	自 至	診療 日数	日				
	傷病名		傷病の 原因		傷病の 経過					
	診療の内容									
	受診した 医療機関等	名称	( )			診療科				
		所在地				医師名				
	受診状態	入院・外来	受給証	高齢者3割・高齢者2割・未就学児						
	費用額	円	併用公費又は福祉の名称							
	審査 認定額	円	交通事故等の第三者行為			有	・ 無			
療養費の 種別	一般診療・補装具・柔整・その他 ( )									
療養の給付 を受けるこ なかつた理 由										
受取 口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 ※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。									
1. 現金 2. 振込	振込先	コード	名称	(フリガナ)						
	金融機関			口座名義人						
	支店			口座番号						
口座種別	普通・当座・その他 ( )									
点 数	総医療費									
負担率	一部負担額									
				支給額						

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状 年 月 日

国民健康保険給付費等に関する受領を下記の代理人に委任します。

世帯主氏名 (申請者) \_\_\_\_\_  
 代理人住所 \_\_\_\_\_  
 代理人氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

年 月 日

被保険者記号・番号：

医療機関番号：

刈谷市長

印

支給決定通知書

先に申請のあった国民健康保険療養費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金額	円
支給決定日	年 月 日
振込期日	年 月 日
金融機関	
内 訳	

あなたがこの処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県の国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告（代表者は刈谷市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過する訴えを提起できません。

様式第 18 号の次に次の 1 様式を加える。

年 月 日

被保険者記号・番号：

医療機関番号：

刈谷市長



不支給決定通知書

先に申請のあった国民健康保険療養費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金額	円
不支給決定日	
不支給理由	
内 訳	

あなたがこの処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県の国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告（代表者は刈谷市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過する訴えを提起できません。

様式第 20 号を次のように改める。



様式第 2 1 号から様式第 2 4 号までを次のように改める。



様式第22号（第19条の2関係）

国民健康保険 高額療養費 支給申請書										
								枚中	枚目	
被保険者記号・番号		申請者（世帯主）氏名		診療年月		課税区分		所得区分		
				年 月						
交通事故等の第三者行為			有 ・ 無							
請求年月	療養を受けた被保険者氏名	生年月日		医療機関等名		入外	日数	総医療費		
		個人番号		医療機関等所在地				被保険者負担額		
傷病名										
貸付額		支給済額		被保険者負担額		限度額		支給額		
円		円		円		円		円		
刈谷市長								年	月	日
上記のとおり申請します。										
住所 _____										
申請者（世帯主）						個人番号 _____				
氏名 _____						電話番号 _____				
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 ※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。									
1. 現金 2. 振込	金融機関 コード		支店 コード		種目			口座名義人		
	金融 機関名		支店名		1. 普通(総合) 2. 当座			フリガナ		
					口座番号			氏名		

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状 年 月 日

国民健康保険給付費等に関する受領を下記の代理人に委任します。

世帯主氏名 \_\_\_\_\_  
 (申請者) \_\_\_\_\_  
 代理人住所 \_\_\_\_\_  
 代理人氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

様式第23号（第19条の2関係）

高額療養費（外来年間合算）等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

（保険者記入欄） 支給申請書整理番号

申請対象年度	年度	計算期間の始期及び終期	年	月	日から	年	月	日まで	枚中	枚目
--------	----	-------------	---	---	-----	---	---	-----	----	----

フリガナ 申請者（世帯主） 氏名				保険者加入歴	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号			
生年月日	年 月 日生				1		年 月 日から 年 月 日まで			
被保険者 記号・番号	個人番号				2		年 月 日から 年 月 日まで			
計算の対象となる加入期間	年 月 日から 年 月 日まで				3		年 月 日から 年 月 日まで			
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。									
1. 窓口払い 2. 口座振込	振込口座 記入欄	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	金融機関コード	本店 支店 出張所	店舗コード	種目	口座番号		フリガナ	
						1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他			口座名義人	

フリガナ 世帯員氏名				保険者加入歴	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号			
被保険者 記号・番号	個人番号				1		年 月 日から 年 月 日まで			
生年月日	年 月 日生				2		年 月 日から 年 月 日まで			
計算の対象となる加入期間	年 月 日から 年 月 日まで				3		年 月 日から 年 月 日まで			

フリガナ 世帯員氏名				保険者加入歴	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号			
被保険者 記号・番号	個人番号				1		年 月 日から 年 月 日まで			
生年月日	年 月 日生				2		年 月 日から 年 月 日まで			
計算の対象となる加入期間	年 月 日から 年 月 日まで				3		年 月 日から 年 月 日まで			

備考	
----	--

① 外来年間合算の支給を申請します。 ② 自己負担額証明書の交付を申請します。 ※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。 外来年間合算の支給申請のみを行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。 世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入して下さい。	刈谷市長 申請年月日 年 月 日 郵便番号 住所 申請者氏名 電話番号
--	--

委任状 国民健康保険給付費等に関する受領を右記の代理人に委任します。	世帯主氏名 （申請者） 代理人住所 代理人氏名 個人番号
---------------------------------------	--

様式第24号（第19条の3関係）

高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	申請区分	1.新規	2.変更	3.取下げ	(保険者等記入欄)			支給申請書整理番号			
フリガナ		個人番号		生年月日	年	月	日生	計算期間の始期及び終期	年 月～ 年 月		
氏名											
国民健康保険資格情報											
保険者番号	被保険者記号	被保険者番号	続柄		保険者名称			加入期間			
			1.世帯主 2.擬制世帯主 3.世帯員					年 月 日から 年 月 日まで			
後期高齢者医療資格情報											
保険者番号	被保険者番号	広域連合名称			加入期間						
					年 月 日から 年 月 日まで						
介護保険資格情報											
保険者番号	被保険者番号	保険者名称			加入期間						
					年 月 日から 年 月 日まで						
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する。（利用する場合は口座情報の記入不要）。 ※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。										
1.窓口払い 2.口座振込	口座管理番号	振込口座記入欄	銀行 信用金庫 信用組合 共同組合	金融機関コード			店舗コード	1.普通預金 2.当座預金 9.その他	口座番号	フリガナ	振込先 口座管理 番号
保険者加入歴	保険者名	加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号			備考欄				
	1										
	2										
3											

<p style="text-align: center;">刈谷市長</p> <p>① 上記対象者について、高額介護合算療養費の支給を申請します。                  ② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。</p> <p>※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。                  高額介護合算療養費の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。                  本申請をもって、保険者加入歴に記載のある他の保険者に対しても、支給を申請                  します。 はい / いいえ</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郵便番号 _____                  住所 _____</p> <p style="text-align: center;">申請者(世帯主)氏名 _____ 個人番号 _____</p> <p>電話番号 _____</p>
---	--

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

**委任状**

国民健康保険給付費等に関する受領を右記の代理人に委任します。

世帯主氏名 \_\_\_\_\_  
 (申請者)  
 代理人住所 \_\_\_\_\_  
 代理人氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

(刈谷市国民健康保険税条例施行規則の一部改正)

第2条 刈谷市国民健康保険税条例施行規則(昭和49年規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「様式第4号」を「様式第4号の2」に改める。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

（その1）

（表）

年度 国民健康保険税 納税通知書

様
---

被保険者記号・番号	
-----------	--

被保険者記号・番号
通知書番号

保険税納付方法等			
徴収方法			
納税義務者			
生年月日		性別	
住所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額			

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定したので通知します。

年 月 日 刈谷市長 印

前回決定額	
今回決定額	

(裏)

納 税 通 知 書 に つ い て

- 1 賦 課 の 根 拠 この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに刈谷市国民健康保険税条例第1条及び第13条の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課するものです。
- 2 納 付 方 法
- 3 延 滞 金 納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
  - (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…各年の延滞金特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)
  - (2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間…各年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)(注)「延滞金特例基準割合」…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%
- 4 滞 納 処 分 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないと滞納処分を受けることになります。
- 5 審 査 請 求 及び 取 消 訴 訟 この賦課決定について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この賦課決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この賦課決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。

(その2)

	区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A = ③ + ⑥ + ⑦
		課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③ = ① × ②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥ = ④ × ⑤	平等割額⑦		
								特定	月	
変更前	医療分	円	%	円	円	人	円	円	円	
	支援金分	円	%	円	円	人	円	円	円	
	介護分	円	%	円	円	人	円	円	円	
変更後	医療分	円	%	円	円	人	円	円	円	
	支援金分	円	%	円	円	人	円	円	円	
	介護分	円	%	円	円	人	円	円	円	

	区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険税額 (A - ⑧ - ⑨ + ⑩ + ⑪)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
変更後	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額
今回決定額



(その4)

愛知県刈谷市



年度 国民健康保険税

納入済通知書

加入者名	刈谷市 会計管理者	口座 番号			金額	円			
賦課年度		対象年度		通知書番号		期別			
記号・番号		納期限	年	月	日	取扱 期限	年	月	日



督促手数料	延滞金(報奨金)	合計	領収日付印
氏納付者			
収 納 用 ニ			

刈谷市会計管理者

愛知県刈谷市

年度 国民健康保険税

原符

納付者氏名	
賦課年度	対象年度
通知書番号	
期別	記号・番号
納期限	年 月 日
金額	
督促料	
延滞金	
報奨金	
合計	
取扱期限	年 月 日

	領収日付印

刈谷市会計管理者

領収証書

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科目	
通知書番号	
記号・番号	
期別	
納期限	年 月 日

金額	
督促料	
延滞金	
報奨金	
合計	
取扱期限	年 月 日

領収日付印
収入印紙不要

様式第3号（第3条関係）

（その1）

（表）

年度 国民健康保険税 納税通知書

様
---

被保険者記号・番号	
-----------	--

被保険者記号・番号
通知書番号

保険税納付方法等			
徴収方法			
納税義務者			
生年月日		性別	
住所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額			

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定したので通知します。

年 月 日 刈谷市長 印

前回決定額	
今回決定額	

(裏)

納 税 通 知 書 に つ い て

- 1 賦 課 の 根 拠 この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに刈谷市国民健康保険税条例第1条及び第13条の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課するものです。
- 2 延 滞 金 納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
  - (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…各年の延滞金特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)
  - (2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間…各年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)(注)「延滞金特例基準割合」…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%
- 3 滞 納 処 分 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないと滞納処分を受けることとなります。
- 4 審 査 請 求 及 び 取 消 訴 訟 この賦課決定について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この賦課決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この賦課決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。

(その2)

	区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A = ③ + ⑥ + ⑦
		課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③ = ① × ②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥ = ④ × ⑤	平等割額⑦		
								特定		
変更前	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
変更後	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円

	区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険税額 (A - ⑧ - ⑨ + ⑩ + ⑪)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
変更後	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額
今回決定額



(その4)

口座振替納税通知書 (前納口座振替者用)

氏名		様	通知書番号	
----	--	---	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び税額

納期	全期
口座振替日	
税額	円

(その5)

口座振替納税通知書（期別口座振替者用）

氏名		様	通知書番号	
----	--	---	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び税額

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
口座振替日				
税 額	円	円	円	円

納期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
口座振替日				
税 額	円	円	円	円

納期	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期
口座振替日				
税 額	円	円	円	円

様式第4号（第3条関係）

（その1）

（表）

年度 国民健康保険税 納税通知書

様
---

被保険者記号・番号	
-----------	--

被保険者記号・番号
通知書番号

保険税納付方法等			
徴収方法			
納税義務者			
生年月日		性別	
住所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額			

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定したので通知します。

年 月 日 刈谷市長 印

前回決定額	
今回決定額	

(裏)

納 税 通 知 書 に つ い て

- 1 賦 課 の 根 拠 この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに刈谷市国民健康保険税条例第1条及び第13条の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課するものです。
- 2 納 付 方 法
- 3 延 滞 金 納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
  - (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…各年の延滞金特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)
  - (2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間…各年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)(注)「延滞金特例基準割合」…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%
- 4 滞 納 処 分 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないと滞納処分を受けることになります。
- 5 審 査 請 求 及び 取 消 訴 訟 この賦課決定について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この賦課決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この賦課決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。

(その2)

	区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A = ③ + ⑥ + ⑦
		課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③ = ① × ②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥ = ④ × ⑤	平等割額⑦		
								特定		
変更前定	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円			円
変更後定	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円

	区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険税額 (A - ⑧ - ⑨ + ⑩ + ⑪)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前定	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
変更後定	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額
今回決定額



(その4)

愛知県刈谷市



年度 国民健康保険税

納入済通知書

加入者名	刈谷市 会計管理者	口座 番号			金額	円			
賦課年度		対象年度		通知書番号		期別			
記号・番号		納期限	年	月	日	取扱 期限	年	月	日



督促手数料	延滞金(報奨金)	合計	領収日付印
氏納付者			
収 納 用 ニ			



刈谷市会計管理者

愛知県刈谷市

年度 国民健康保険税

原符

納付者氏名	
賦課年度	対象年度
通知書番号	
期別	記号・番号
納期限	年 月 日
金額	
督促料	
延滞金	
報奨金	
合計	
取扱期限	年 月 日

刈谷市会計管理者

領収証書

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科目	
通知書番号	
記号・番号	
期別	
納期限	年 月 日
金額	
督促料	
延滞金	
報奨金	
合計	
取扱期限	年 月 日

	領収日付印

領収日付印
収入印紙不要

様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第4号の2 (第3条関係)

(その1)

(表)

年度 国民健康保険税 納税通知書

様
---

被保険者記号・番号	
-----------	--

被保険者記号・番号
通知書番号

保険税納付方法等			
徴収方法			
納税義務者			
生年月日		性別	
住所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額			

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定したので通知します。

年 月 日 刈谷市長 印

前回決定額	
今回決定額	

(裏)

納 税 通 知 書 に つ い て

- 1 賦 課 の 根 拠 この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに刈谷市国民健康保険税条例第1条及び第13条の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課するものです。
- 2 延 滞 金 納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
  - (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…各年の延滞金特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)
  - (2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間…各年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)(注)「延滞金特例基準割合」…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%
- 3 滞 納 処 分 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないと滞納処分を受けることになります。
- 4 審 査 請 求 及 び 取 消 訴 訟 この賦課決定について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この賦課決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この賦課決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。

(その2)

	区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A = ③ + ⑥ + ⑦
		課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③ = ① × ②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥ = ④ × ⑤	平等割額⑦		
								特定		
変更前	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
変更後	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円

	区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険税額 (A - ⑧ - ⑨ + ⑩ + ⑪)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
変更後	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額
今回決定額



(その4)

口座振替納税通知書

氏名		様	通知書番号	
----	--	---	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び税額

納期	全期
口座振替日	
税額	円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年2月24日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある第1条の規定による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 第1条の規定による改正前の刈谷市国民健康保険条例施行規則様式第11号に定める様式は、なおその効力を有する。